

議案第 4 号

八幡浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員の旅費に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 0 号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同
表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すよう
に改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するも
のを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後

(旅費の種類及び額)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は次に定めるところによる。

2～7 (略)

8 日当は、県外に旅行した日数に応じ、別表第1に定める1日当たりの定額とする。

9・10 (略)

別表第1

区分	等級	日当	宿泊料		食卓料
			甲地方	乙地方	
市長 副市長 教育長	1	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円
1等級旅費の支給を受ける者を除いた職員	2	2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円

備考 (略)

改正前

(旅費の種類及び額)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃____、宿泊料及び食卓料とし、その額は次に定めるところによる。

2～7 (略)

8・9 (略)

別表第1

区分	等級	宿泊料		食卓料
		甲地方	乙地方	
市長 副市長 教育長	1	13,100 円	11,800 円	2,600 円
1等級旅費の支給を受ける者を除いた職員	2	10,900 円	9,800 円	2,200 円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市職員の旅費に関する条例第 3 条及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

提案理由

職員の出張に係る日当を支給するため。

